

R4.6月 こども基本法成立 (R5.4.1施行)

【目的】全てのこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する

- ◆こども大綱の策定（少子化対策・子ども若者育成支援・子どもの貧困対策の白書・大綱と一体的に策定）
- ◆こども家庭庁に子ども政策推進会議を設置（会長：内閣総理大臣、大綱の案やこども施策の重要事項の審議等）
- ◆基本的施策：施策に対する子ども等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、施策の充実及び財政上の措置 等

R4.6月 こども家庭庁設置法成立 (R5.4.1施行)

【任務】子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本に、こども及びこどものある家庭の福祉の増進、保健の向上、その他のこどもの健やかな成長、こどものある家庭における子育て支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務を行う

- ◆強い司令塔機能：内閣総理大臣の直屬機関として内閣府の外局に設置、長はこども家庭庁長官 等

R5.6月 こども未来戦略方針 (R5.6.13閣議決定)

【方向性】若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会を実現する。

少子化対策「加速化プラン」主な支援策

①若い世代の所得を増やす

- 児童手当
 - 所得制限撤廃 □支給期間を高校卒業まで延長
 - 第三子以降は3万円
- 高等教育（大学等）
 - 授業料減免（高等教育の無償化）拡大
 - 子育て期の貸与型奨学金の返済負担の緩和
- 出産
 - 出産育児一時金を42万円から50万円に大幅に引き上げ
 - 2026年度からの出産費用の保険適用等を進める
- 働く子育て世帯の収入増
 - 106万円の壁を越えても手取り収入が逆転しない
 - 週20時間未満のパート⇒雇用保険の適用拡大
 - 自営業やフリーランス⇒育児中の国民年金保険料を免除
- 住宅
 - 子育て世帯が優先的に入居できる住宅を今後10年で30万戸
 - 住宅ローン（フラット35）の金利を子どもの数に応じて優遇

②社会全体の構造や意識を変える

- 育休を取得しやすい職場
 - 育休取得率目標の大幅引き上げ（男性の育児休業取得率2025年50% 30年85%）
 - 中小企業の負担に十分に配慮／助成措置を大幅に拡充
- 育休制度の抜本的拡充
 - 3歳から小学校就学までの「親と子のための選べる働き方制度」創設
 - 時短勤務時の新たな給付
 - 産後の一定期間の男女で育休を取得した場合の給付率を男女とも手取り10割に

③全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援

- 切れ目なく全ての子育て世帯を支援
 - 妊娠・出産時から0～2歳の支援強化
 - 「こども誰でも通園制度」創設（就労に関わらず時間単位で柔軟に利用）
 - 保育所：量の拡大から質の向上へ（保育士配置基準の改善）
 - 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児